

東京国際交流館 入居者募集要項 【研究者】 (2026 (令和 8) 年度推薦方式)

1. 設置目的:

東京国際交流館(以下、「交流館」という。)は、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的として、設置されました。

2. 入居資格:

【外国人研究者】

我が国の大学・研究機関等に在籍する優秀な研究者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1に定める「教授」「研究」「文化活動」「高度専門職1号イ」「高度専門職2号(同号イに掲げる活動に従事するものに限る。)」の在留資格を有する者)で、交流館から通勤が可能であり、次の条件を満たす者。入居期間が30日以上ある者。

- ・外国人研究者であって、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者(日本国内の研究機関等において無期で雇用される常勤職員を除く。)

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学・研究機関等においてその証明かつ推薦が可能な者についても、申請ができます(在籍開始の30日前から入居可)。

【日本人研究者】

我が国の大学・研究機関等に在籍する優秀な研究者で、交流館から通勤が可能であり、次の条件を満たす者。入居期間が30日以上ある者。

- ・日本人研究者(日本国籍又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者の在留資格を有する研究者。)であって、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者(日本国内の研究機関等において無期で雇用される常勤職員を除く。)

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学・研究機関等においてその証明かつ推薦が可能な者についても申請ができます(在籍開始の30日前から入居可)。

※休職中の者または入居後に休職する者は申請できません。

3. 募集居室:

(1) 単身用A棟及びB棟は、申請者のみが入居できます。

(2) 夫婦・家族用C棟及びD棟は、申請者とその配偶者及び子どものみが入居でき、その他の親族は入居できません(C棟は、入居時6才以下に限り一人まで子どもがいる家族が入居できます)。

(3) 夫婦・家族用C棟及びD棟の入居は、次のいずれかとし、常時入居できる者に限ります。

- ① 申請者とその配偶者
- ② 申請者とその配偶者及びその子ども

③申請者とその子ども

- (4) いずれの居室も許可された者以外（親族、友人等）は宿泊することはできません。
- (5) 募集居室（空室状況等を含む）について確認したい場合は、大学の担当者からお問い合わせください。

4. 入居申請手順・提出書類・提出データ：

- (1) 大学・研究機関等において入居者募集を行い、事前に審査を行ったうえで申請してください。
- (2) 一人が複数の申請（同居人名義によるものも含む）や複数居室の希望を出すことはできません。
- (3) 提出先は「13. 関係書類の提出先及び照会先」にて確認してください。
- (4) 提出書類（①～⑩は紙媒体）・提出データ（⑪は Excel データ）は次のとおりです。
下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/bosyu/kenkyusha.html>

①入居申請書（別紙様式 1-3）

②入居推薦書（別紙様式 2-3）※大学・研究機関等の推薦担当部局にて作成、申請者ごとに必要。

③東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）

④入居申請誓約書（別紙様式 14-1）

⑤申請者の研究機関の在籍期間が証明できる書類等（期間が記されている在籍証明書、採用通知書等）の写し

⑥学位取得年月日が分かる書類等（学位記等）の写し

⑦【外国人】旅券の写し（同居人も含む。顔写真のページと査証（日本国査証がある場合）のページを各 1 部）

⑧【外国人で新規渡日でない者】在留カードの写し（表裏両面をコピー。申請者・同居人とも必要）※永住者、特別永住者は住民票（写し）でも可。住民票の場合は、申請前 3 か月以内に発行されたもの。

⑨【外国人】上陸許可日（渡日年月日）のわかる書類の写し（申請者のみ）

例：パスポート上陸許可のページ、在留カード（許可の種類が「上陸許可」のもの）

⑩【同居人】

ア. 申請者との続柄がわかる書類の写し

（結婚証明書、出生証明書、住民票（発行 3 か月以内）、戸籍謄本（発行 3 か月以内）等）

イ. 旅券の写し

（顔写真のページと査証（日本国査証がある場合）のページを各 1 部）

ウ. 在留カードの写し（新規渡日でない者。表裏両面をコピー）

※書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文（日本語または英語）を作成し、大学・研究機関等の交流館入居募集・推薦担当者が確認の署名、捺印をしてください。

※同居人が日本人の場合、アのみ提出。

⑪入居申請者情報入力表

※Excel データにパスワードをかけて交流館担当宛てにメール (tieg@jasso.go.jp) で提出。

5. 申請締め切り：

申請書類の提出期限は、以下締切日（交流館必着）とします。

締切日	結果通知日（目安）	入居希望日（初日）
2026年1月30日	2026年2月16日	2026年3月1日～3月31日
2026年2月16日	2026年3月4日	2026年4月1日～4月30日
2026年3月4日	2026年3月17日	
2026年3月17日	2026年4月1日	2026年5月1日～5月31日
2026年4月1日	2026年4月15日	
2026年4月15日	2026年4月30日	2026年6月1日～6月30日
2026年4月30日	2026年5月15日	
2026年5月15日	2026年6月1日	2026年7月1日～7月31日
2026年6月1日	2026年6月15日	
2026年6月15日	2026年7月1日	2026年8月1日～8月31日
2026年7月1日	2026年7月15日	
2026年7月15日	2026年8月3日	2026年9月1日～9月30日
2026年8月3日	2026年8月17日	
2026年8月17日	2026年9月3日	2026年10月1日～10月31日
2026年9月3日	2026年9月17日	
2026年9月17日	2026年10月2日	2026年11月1日～11月30日
2026年10月2日	2026年10月16日	
2026年10月16日	2026年10月30日	2026年12月1日～12月28日
2026年10月30日	2026年11月16日	
2026年11月16日	2026年12月2日	2027年1月5日～1月31日
2026年12月2日	2026年12月16日	
2026年12月16日	2027年1月6日	2027年2月1日～2月28日
2027年1月6日	2027年1月15日	

6. 選考方法及び結果通知：

交流館において書類選考を行い、結果は大学・研究機関等に対し文書をもって通知します。

7. 入居条件：

(1)入居期間について

入居期間は、入居時の資格に対する国内の大学・研究機関等から推薦を認められた期間の範囲内とし、かつ3年以内とします。なお、入居後3年が経過した時に入居資格を満たす場合は、

再入居の申請ができるものとしますが、当該入居申請により宿舎に入居できる期間は、再入居時の資格に対する国内の大学・研究機関等から推薦を認められた期間の範囲内とし、かつ3年以内（過去に交流館に入居していた者については、その入居期間を含めた6年以内）とします（**再入居時に入館費を再度徴収します**）。夫婦・家族用C棟及びD棟については、同居人の入居歴も対象となります（入居歴が長い方を適用）。ただし、申請者の子として居住していた期間は、入居歴に含みません。

(2) 入居許可・入居期間延長許可について

入居期間延長申請については大学・研究機関等に年2回送付する事務連絡を確認してください。

入居許可および入居期間延長許可については最長1年とし、1年ごとの更新制とします。ただし、3月、8月、9月の場合、入居希望期間（最終日）が26日～30（31）日でも、入居許可期間（最終日）は25日（在籍期間の最終日が25日より前の場合は、入居許可期間（最終日）は在籍期間の最終日まで。）となります。更新時には、イベントへの参加状況や入居中の生活状況等を踏まえて、入居期間の延長可否を決定することとします。

(3) 館費等について

館費、入館費等は、事前に通知を行ったうえで改定する場合があります。

①館費【研究者】

単身用A棟	月額 62,000円
単身用B棟	月額 78,000円
夫婦・家族用C棟	月額 112,000円
夫婦・家族用D棟	月額 129,500円

- ・許可した入居期間の初日が月の途中、または月の途中において退去する場合の当該月の館費は、館費の日割額（館費の月額を30で除して得た額）に、その月の許可した入居期間（入居許可日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とします。毎月の館費の支払いは、原則として銀行引き落としとなります。
- ・入居した月の館費と入館費、退去する月の館費及び銀行引き落としが出来なかった場合の館費については、コンビニエンスストアでの支払いとなります。
- ・館費を3か月以上滞納した場合、退去処分とします。

②入館費

- ・館費の1月分（入館に際して徴収し、返金しません。）
- ・許可した入居期間の初日から2か月経過しても納入がない場合、退去処分とします。
- ・**3年を経過後に再入居する場合には、入館費を再度徴収します。**

③その他

- ・電気、水道、ガスは交流館でまとめて契約しているため、入居者個人で申込みをする必要はありません。
- ・光熱水料は全て実費相当額です。
- ・光熱水料等の交流館で必要とする費用を3か月分以上滞納した場合、退去処分とします。

(4) 【夫婦・家族用C棟及びD棟のみ】同居人の入居時期について

同居人については、申請者と同時入居としますが、何らかのやむを得ない理由で同時に入居できない場合は、事前に申告があった場合に限り、概ね1か月まで遅延を認める場合があ

ります(ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとし、変更することはありません)。また、申告があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。

(5) 国際交流活動について

研究発表もしくは事例研究等の報告等を交流館内の学術イベントの一環として実施することができる者

また、年間を通じ少なくとも1回は、研究発表もしくは事例研究等の報告等を行うことができる者

8. 申請時の注意事項:

- (1) 「入居申請書」の記載内容が添付資料の記載と相違ないか、必ず照合してください。誤記があった場合は、申請者本人または大学・研究機関等にて訂正したうえで提出してください。また、「入居申請書」と「入居申請者情報入力表」に相違がないかについても、必ず照合してください。誤記があった場合は、大学等にて訂正したうえで提出してください。(「入居申請書」と「入居申請者情報入力表」に相違がある場合は、添付資料の記載を正式なものとし、みなします。)

なお、入居後に虚偽の申請が判明した場合は退去処分としますので、十分ご注意ください。

- (2) 交流館の設置目的を鑑み、以下の者を優先して推薦してください。

- ① 交流館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加・協力できる者
- ② 外国人研究者は、渡日後1年以内の者
- ③ 外国人研究者は、特定の国・地域の出身者に偏ることなく幅広い国・地域の者
- ④ 入居希望期間が長い者

- (3) 入居期間は国内の大学・研究機関から推薦を認められた期間を超えて希望することはできません。

- (4) 駐車場をご利用希望の方は、管理センター(03-5520-6000)へお問い合わせください。

- (5) 2025年12月現在、交流館が通学・通園範囲となっている公立の小中学校、幼稚園及び認可保育所は次のとおりです。

【中学校】江東区立有明西学園後期課程

【小学校】江東区立有明西学園前期課程

【幼稚園・認可保育所】江東区のホームページでご確認ください。

なお、江東区では認可保育所の待機児童が非常に多いため、入所が困難な状況が続いています。すぐに入所できるとは限りませんので、同居人に乳幼児がいる申請者を推薦する際は予め申請者に伝えてください。

- (6) 申請に当たっては、申請者に対して入居誓約書等の内容を必ず事前に説明いただき、入居許可を受けた場合、「生活ガイド(※)」等に記されている交流館の規則等を遵守することができる者を推薦してください。

※ <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/guide.html>

9. 入居許可後の注意事項

- (1) 館費・入館費及び光熱水料は入居許可期間の初日から発生します。入居許可後に入居期間の変更はできません(実際に入居した日が入居許可期間の初日以降になる場合でも館費・入館費及び光熱水料は入居許可期間の初日から発生します)。

(2) 入居許可後に入居を辞退する場合は、入居許可期間の前日までに大学及び研究機関からの公文書（公印省略・メール提出可）による届け出が必要です。届け出がない場合は、入居していても入居許可期間の初日から、館費・入館費及び光熱水料が発生します。入居許可期間の初日以降に辞退した場合は、退去届の受理後1か月先までの館費・入館費及び光熱水料が発生します。

10. 館内で実施される国際交流事業：

交流館では年間を通して、さまざまな国際交流事業を行っています。主な事業については、ウェブサイトを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/event/index.html>

11. その他：

- (1) 関係書類に記載された個人情報、独立行政法人日本学生支援機構、交流館の管理・運営業務受託者及び居住者を支援する団体が交流館の管理・運営を行うためにのみ使用し、法律上の要請があった場合を除き、その他の目的には使用しません。
- (2) 選考結果の如何に関わらず、提出された申請書類は返却しません。
- (3) 入居希望者のモデルルーム（B棟、D棟のみ。A棟、C棟は空室があれば可。）の見学は事前予約制で、毎週水曜日の14時に行っています。大学・研究機関等の担当者が見学を希望される場合は随時相談に応じます。ただし、10時から16時の間の見学に限ります。
- (4) 入居者へのサービスについて、内容を変更する場合があります。
- (5) 入居から退去までに必要な手続き、また入居中のトラブル等への対応は、原則として大学・研究機関等が責任を持って行ってください。退去後の居室等の原状回復や館費未納等のトラブルについても、在籍期間終了後であっても、大学・研究機関等で対応をお願いします。
- (6) 災害等発生時には、入居者の安否を報告してください。
- (7) 入居資格を失った等により退去処分となった場合は、1週間以内に退去する必要があります。
- (8) 交流館の立地上、隣接地域でのイベント開催時に、騒音等が発生する可能性があることを了承の上、申請を行ってください。

12. 添付書類：

- (1) 入居申請書（別紙様式1-3）
- (2) 入居推薦書（別紙様式2-3）
- (3) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式3）
- (4) 入居申請誓約書（別紙様式14-1）
- (5) 入居申請者情報入力表
- (6) 東京国際交流館の居室概要について（資料1）
- (7) 居室レイアウト（各棟標準タイプ）（資料2）
- (8) 入居に関するQ&A（資料4）
- (9) 入居許可後の諸手続き（資料5）
- (10) 入居申請の流れ（その他資料）

13. 関係書類の提出先及び照会先：

〒135-8630

東京都江東区青海 2-2-1 国際研究交流大学村内

独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

留学生事業部国際交流事業課交流施設管理係

電話 03-5520-6033

ファクシミリ 03-5520-6034

E-mail tiec@jasso.go.jp

ホームページ <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/index.html>